

## 4 面接実施要領

### 1 実施

#### (1) 方法等

実施要項の第5（15ページ）による。

#### (2) 準備

実施校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

### 2 質問内容

学校、学科等の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

#### (1) 学力の測定にかかわること

#### (2) 志願者の基本的人権にかかわること

ア 志願者の障害、容姿等に関すること

イ 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

ウ 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

### 3 面接委員

教諭等を充て、2人以上を1組とする。

### 4 得点の算出

(1) 面接の結果については、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

ただし、マイナスの得点は与えることができない。

(2) 評価の観点は、次のとおりとする。

ア 目的意識及び志望の動機・理由

イ 学習意欲及び興味・関心

ウ 各高等学校で必要とするもの

### 5 その他

帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、別途定める。